

令和6年7月豪雨災害対応検証委員会設置要綱

令和6年9月24日

(設置)

第1条 令和6年7月豪雨における災害対応に関し、事実経過を確認し、及び事実経過に基づく対応が市地域防災計画に基づいた対応であったか検証するとともに、改善すべき事項の洗い出しを行い、今後の水害対応に万全を期すよう対応策を検討するため、令和6年7月豪雨災害対応検証委員会（以下「豪雨災害対応検証委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 令和6年7月豪雨における災害対応の事実経過の確認に関すること。
- (2) 令和6年7月豪雨における災害対応の検証に関すること。
- (3) 今後の水害対応における対応策の提案に関すること。
- (4) 由利本荘市地域防災計画等に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、令和6年7月豪雨災害対応検証に関し必要な事項

(組織)

第3条 豪雨災害対応検証委員会は、総務部長、行財政改革推進監、危機管理監、総務課長、行政改革推進課長及び危機管理課長のほか、市長が必要と認める者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第7条の規定による報告が完了した日までとする。

(委員長)

第5条 豪雨災害対応検証委員会に委員長を置き、総務部長をもって充てるものとする。

- 2 委員長は、豪雨災害対応検証委員会を代表し、会務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 豪雨災害対応検証委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(報告)

第7条 豪雨災害対応検証委員会は、検証結果を市長へ報告するものとする。

(関係者の出席)

第8条 豪雨災害対応検証委員会は、その所掌事項に関し必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 豪雨災害対応検証委員会の庶務は、総務部総務課及び行政改革推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、豪雨災害対応検証委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月25日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第7条の規定による報告が完了した日限り、その効力を失う。